

# 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) 説明会資料

平成28年11月17日(木)



墨田区福祉保健部 介護保険課  
高齢者福祉課

## 介護予防・日常生活支援総合事業の拡充の主旨

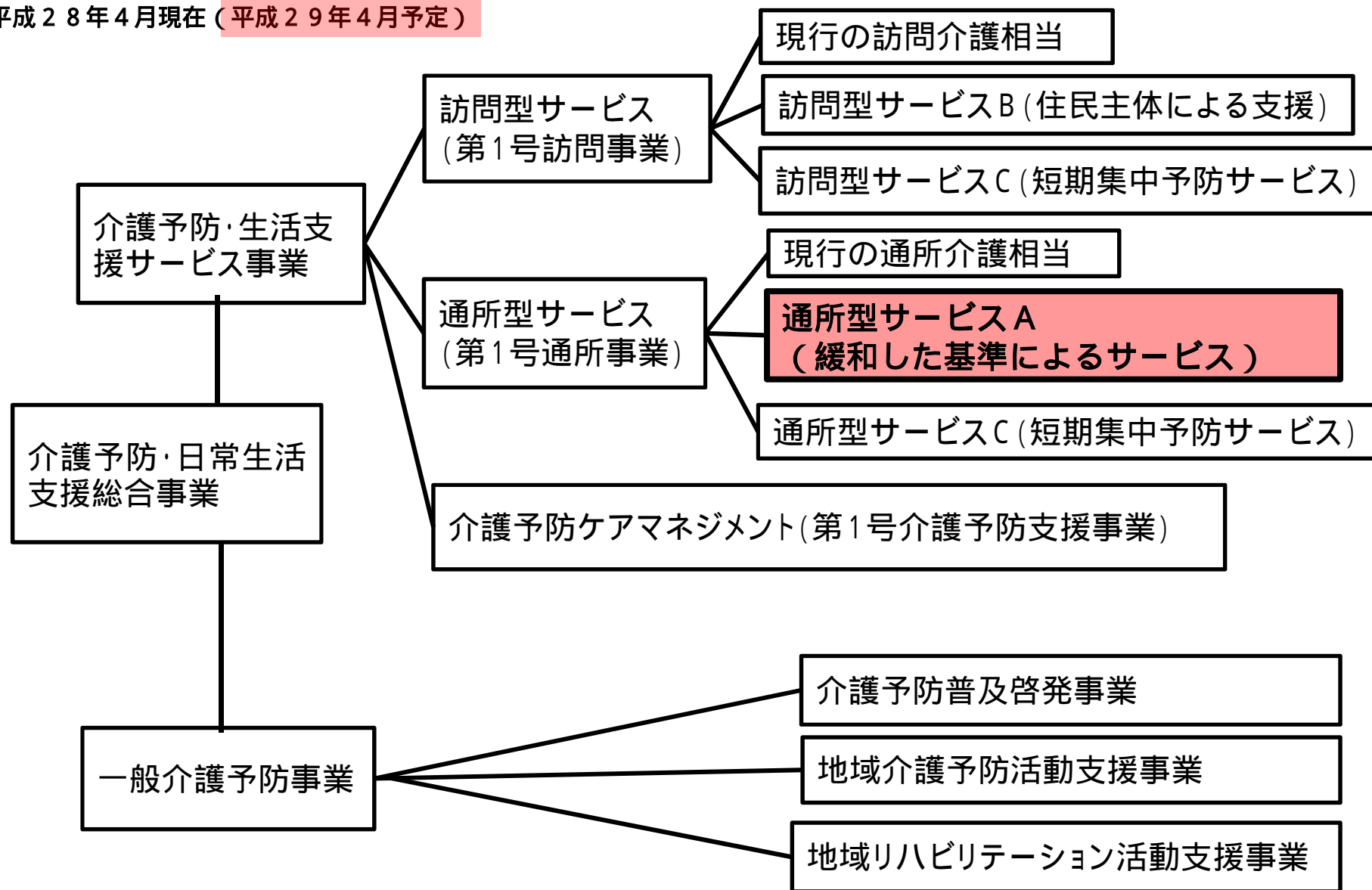
墨田区では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

これまで全国一律サービスの介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域の実情に合わせて区の事業に移行し、併せて一般介護予防事業を充実するものです。

現在、介護予防・生活支援サービス事業は、訪問型サービス3種類、通所型サービス2種類を区民に提供しているところですが、利用者の選択肢の拡充等を勘案し、新たに緩和した基準による通所型サービスを用意し、平成29年4月実施に向けた準備を進めています。

# 墨田区の介護予防・日常生活支援総合事業の構成

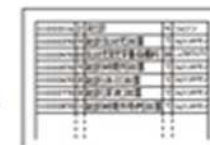
平成28年4月現在（平成29年4月予定）



## 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の対象者・利用者像

### 対象者

- ・要介護認定により要支援1又は2と判断された方
- ・基本チェックリストによりサービス事業対象者とされた方



保険証

### 利用者像

- ・専門職の支援の必要性が低く、また、閉じこもり予防や要支援状態からの自立支援サービスを必要とする高齢者を想定している。
- ・要支援1相当の中でも比較的軽度な者で、介護予防に資するサービスを必要とする者。
- ・弾力的な利用を可能とし、閉じこもりがちな高齢者の外出機会の増加を図る。



## 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)の概要

サービス名称 (案)	通所型サービスA (プチデイサービス)
サービス内容	<p>介護事業所向けの「一体型」と多様な主体の参入も想定した「単独型」を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防向け機能訓練、体操など多種メニューを用意</li> <li>・1日あたり2～4時間程度</li> <li>・送迎は基本あり (バスストップ方式も想定) 送迎の希望ない方の場合、減算なし</li> <li>・入浴はなし</li> <li>・食事は基本なし (必要者に実費対応は可能)</li> </ul>
利用ケース	ケアマネジメントにおいて、専門職による支援等の必要性が低く、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスが必要と認められるケース
事業の実施方法	指定介護事業所 (緩和した基準によるサービス事業所としての申請が必要)
サービス提供者	<p>「一体型」： 通所介護事業者</p> <p>「単独型」： 通所介護事業者、民間企業、NPO等</p>
報酬単価	現行の通所介護相当の8割程度で単価制
限度額管理の有無	有り (国保連で管理)
サービス提供者への支払方法	国保連経由で審査・支払い

# 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準

基準(主なもの)		「介護給付」「現行相当」との一体型	単独型	
人員	管理者	常勤・専従1以上 (他の職務・同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上 (他の職務・同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	
	生活相談員	提供時間通じ1以上	-	
	看護職員 (定員11人以上)	専従1以上	-	
	介護職員	・ ~15人：専従1以上 ・ 15人～：利用者1人につき専従0.2以上	・ ~15人：専従1以上 ・ 15人～：利用者1人につき専従0.1以上	・ ~15人：専従1以上 ・ 15人～：利用者1人につき専従0.1以上
	機能訓練指導員	1以上	「現行相当」と同様	-
設備	食堂・機能訓練室	3㎡×利用定員以上	2.4㎡×利用定員以上	
	静養室・相談室・事務室			
	消火設備その他の非常災害に必要な設備		サービスを提供するために必要な設備・備品	
	必要なその他の設備・備品			
運営	運営規定等の説明・同意			
	衛生管理			
	秘密保持等		「現行相当」と同様	
	事故発生時の対応			
	廃止・休止の届出と便宜の提供			
	提供拒否の禁止		なし	
	通所型サービス計画の作成		個別サービス計画の作成が必要	

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の人員基準～利用定員の考え方～

**一体型**

- ・ 要介護通所介護
- ・ 予防通所介護
- ・ 現行相当サービス

利用者合計 19 人未満

地域密着型通所介護

利用者合計 19 人以上

通所介護

- ・ 通所型サービスA

利用定員を別に定める

**単独型**

- ・ 通所型サービスA

面積に応じて利用定員  
を別に定める  
(利用定員 × 2.4 m<sup>2</sup>)

通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)の人員基準～「一体型」介護職員の考え方～

<p>介護職員(従事者)の配置例</p>	<p>利用者15人の事業所</p> <p>要介護者または現行相当      サービスA</p> <p>8人      7人</p> <p>国基準介護職員 1人      &lt;管理者兼務可&gt;</p> <p>サービスA利用者が8人で計16人の場合、介護職員が2人必要</p> <p>介護職員(従事者)合計 1人</p>
<p>事例者介護職員(従事者)の配置</p>	<p>利用者20人の事業所</p> <p>要介護者または現行相当      サービスA</p> <p>17人      3人</p> <p>国基準介護職員 1.4人      &lt;管理者兼務可&gt;      A従事者 0.3人</p> <p>介護職員(従事者)合計 2人</p>
<p>介護職員(従事者)の配置例</p>	<p>利用者26人の事業所</p> <p>要介護者または現行相当      サービスA</p> <p>15人      11人</p> <p>国基準介護職員 1人      &lt;管理者兼務可&gt;      A従事者 1.1人</p> <p>26人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、介護職員が4人必要</p> <p>介護職員(従事者)合計 3人</p>
<p>介護職員(従事者)の配置例</p>	<p>利用者31人の事業所</p> <p>要介護者または現行相当      サービスA</p> <p>15人      16人</p> <p>国基準介護職員 1人      &lt;管理者兼務可&gt;      A従事者 1.6人</p> <p>31人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、介護職員が5人必要</p> <p>介護職員(従事者)合計 3人</p>

国基準介護職員・A従事者とも資格要件なし。



## 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)の事業費等

サービス種別	サービスA (プチデイサービス)
事業費	1 事業対象者・要支援1相当 月4回利用：月 923単位 (10,060円) 月8回利用：月 1,318単位 (14,366円) 2 要支援2相当 月4回利用：月 1,352単位 (14,736円) 月8回利用：月 2,702単位 (29,451円)
加算	なし
減算	定員超過利用又は人員基準欠如の場合 70/100の減算
自己負担	介護給付の利用者負担割合に準ずる 報酬の1割、ただし、一定以上所得のある利用者は2割 ( )

一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上)がある方がサービスを利用したとき。

# 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)のケアマネジメント

## 1 基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況や環境、本人の興味や関心に基づくアセスメントを行い、その上で自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものとする。

## 2 対象者

要支援1, 2の認定者のうち、介護予防・生活支援サービス事業(第一号訪問事業・第一号通所事業)のみを利用する方と、要介護認定審査を必要としない基本チェックリストによりサービス利用の対象者と判断された要支援相当の方(以下、事業対象者)

## 3 実施機関

原則として高齢者支援総合センターが実施するが、一部、区が指定した居宅介護支援事業所への委託を可能とする。

## 4 ケアマネジメントの類型・内容

類型	内容	備考	報酬単価(月額)	対応するサービス種類	実施者
ケアマネジメントA	・アセスメント ・ケアプラン作成 ・サービス担当者会議 ・モニタリング	全て必須	基本報酬430単位 初回加算300単位 小規模多機能連携加算300単位	・現行相当の訪問・通所介護 ・ <b>通所型サービスA</b> ・短期集中予防サービスC	・高齢者支援総合センター ・居宅介護支援事業所

## 5 利用の流れ

アセスメント ケアプラン原案作成 サービス担当者会議(ケアプラン確定・提示)  
サービス利用開始 モニタリング サービス担当者会議(評価) 終了・利用継続  
通所型サービスAを利用する事業対象者について、事業対象者のまま1年以上の利用をする場合はその時点のアセスメントをする。(介護予防ケアマネジメントのルールについて検討予定)

## 今後のスケジュール(予定)

スケジュール	内 容
平成28年12月19日(月)	事業者説明会(指定申請に向けた詳細説明、単位数サービスコード表(案)の提示)
平成28年12月20日(火) ~平成29年1月27日(金)	指定介護事業所の申請書等の提出期間
平成29年2月1日(水)	墨田区のお知らせ 通所型サービスA事業紹介
平成29年2月16日(木)	事業者説明会(請求事務等)
平成29年2月	単位数サービスコード表を区のホームページに掲載
平成29年3月	給付費通知に総合事業のパンフレット同封 (平成28年12月現在 要支援1・2の方のみ)
平成29年4月1日(土)~	通所型サービスA 開始